

荒川区分別収集計画

(第11期)

令和7年8月策定

荒川区

目 次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類、当該容器包装廃棄物及び製品プラスチックの収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12	その他容器包装廃棄物及び製品プラスチックの分別収集の実施に関し重要な事項	8

1 計画策定の意義

荒川区では、平成15年より町会・自治会等による集団回収を実施しており、区民1人当たりの集団回収による資源回収量は、平成16年度より20年連続で23区中第1位となっている。

また、平成28年10月に開設した、様々なRの拠点となるあらかわりサイクルセンターでは、資源の中間処理を行う拠点としてだけでなく、施設見学などの普及啓発活動等の場としても活用している。リサイクルセンターを最大限に活用し、資源回収品目の拡大とごみとして出される資源の分別の徹底を図り、ほぼ横ばい状態で推移している資源回収量とリサイクル率を上げていく必要がある。

また、荒川区は清掃工場のない区であることから、可燃ごみの約半数を占める生ごみ（厨芥類）を中心としたごみ減量をより一層推進し、東京23区のごみ最終処分場である新海面処分場の延命化を図っていく必要がある。

本計画は、こうした状況を踏まえ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条の規定に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R「発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）」を推進し、リサイクル率の向上を図る目的で、区民・事業者・区それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルについても一体的に推進する。

本計画の策定にあたっては、令和5年3月に改定した「荒川区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、より現状に即した内容とした。

荒川区基本構想で掲げている「環境先進都市あらかわ」の実現に向けて、本計画の推進により、容器包装廃棄物等の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用を図り、循環型社会の実現を図る。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、以下のとおりである。

- （1）区民・事業者・区が主体的にそれぞれの役割と責任を分担し、相互に連携・協力しながら、循環型社会の実現を目指す。
- （2）ごみの発生と排出を抑制し、資源の回収を促進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物等のうち、以下の容器包装及び製品プラスチックを対象とする。

- (1) スチール製容器
- (2) アルミ製容器
- (3) ガラス製容器（無色、茶色、その他の3色に分別）
- (4) 飲料用紙製容器
- (5) 段ボール製容器
- (6) 上記（4）（5）以外の紙製容器包装
- (7) ペットボトル
- (8) 上記（7）以外のプラスチック製容器包装
- (9) プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチック

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み （法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	15,924	16,010	15,913	15,815	15,764
製品プラスチック	610	602	593	585	576

6 容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出の抑制を促進するための方策に関する 事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物等の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、区民、事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

（1）排出抑制の促進

○区民に対する発生抑制の促進

- ・ごみや資源の出し方、分別の周知徹底（区報・ホームページ・チラシ等）
- ・ごみ減量のための普及啓発の実施
- ・マイバッグの普及、利用促進
- ・フリーマーケット等のイベントの実施

○事業者に対する発生抑制の促進

- ・小売店等の簡易包装の推進
- ・再生品の積極的な利用、販売の促進
- ・リターナブル容器等の使用の呼びかけ

- ・事業者自主回収の促進
- ・庁内における荒川区役所環境配慮率先行動プランの実施

(2) リサイクルの促進

○資源化の更なる徹底

- ・可燃ごみ、不燃ごみの中に含まれる資源の分別の徹底
- ・集団回収を行う住民団体に対する助成及び支援
- ・事業系リサイクルの推進
- ・プラスチックの回収及び資源化

(3) 参画と協働体制の推進

○環境教育・環境学習の実施

- ・園児、小学生を対象とした環境教育、環境学習
- ・あらかわリサイクルセンターを活用した環境教育、環境学習（施設見学・普及啓発活動）

○地域に根差した参画と協働の推進

- ・ごみ減量、リサイクルを推進する区民の育成
- ・区とごみ減量、リサイクルを推進する区民との協働（普及啓発活動の実施）
- ・地域の方を交えたごみ減量、リサイクル推進のための作戦会議の実施

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物等の種類、当該容器包装廃棄物及び製品プラスチックの収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物等の種類を下表左欄のように定める。

また、区民の協力度、荒川区が有する収集機材、施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物等の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック・段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	発泡スチロール製食品用トレイ（以下「食品用トレイ」と表記）
	ペットボトル、食品トレイ以外のプラスチック製容器包装（以下「プラスチック製容器包装」と表記）
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器		402		414		414		414		417	
主としてアルミ製の容器		264		272		272		272		273	
無色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		740		762		762		761		767	
		(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		0	740	0	762	0	762	0	761	0	767
茶色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		518		533		533		533		537	
		(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		0	518	0	533	0	533	0	533	0	537
その他のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		222		229		228		228		230	
		(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		0	222	0	229	0	228	0	228	0	230
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの		1.4		1.4		1.4		1.4		1.4	
主として段ボール製の容器		3,016		3,105		3,104		3,103		3,124	
主として紙製の容器であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		—		—		—		—		—	
		(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		1,023		1,053		1,052		1,052		1,059	
		(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		1,023	0	1,053	0	1,052	0	1,052	0	1,059	0
主としてプラスチック製容器であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		1437		1438		1438		1437		1437	
		(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		1,395	42	1,394	44	1,394	44	1,393	44	1,393	44
(うち食品用トレイ)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		42		44		44		44		44	
		(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		0	42	0	44	0	44	0	44	0	44
製品プラスチック (プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		478		477		477		477		477	
		(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		478	0	477	0	477	0	477	0	477	0

(注) 1. 「主として紙製容器包装であって上記以外のもの」については、その他の古紙 (容器包装廃棄物以外) を含めて集計を行っているため、個別での数値は出ていない。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量は、直近年度である令和6年度における収集実績量を基礎とし、荒川区における将来人口の推計値を加味し算定する。

なお、人口変動率は令和5年3月に策定された荒川区一般廃棄物処理基本計画による人口推計と直近年度の荒川区の人口を基に算出し、次のとおり設定する。

8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
222,378人 (対前年度比) -0.03%	222,306人 (対前年度比) -0.03%	222,236人 (対前年度比) -0.03%	222,164人 (対前年度比) -0.03%	222,093人 (対前年度比) -0.03%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物等の種類		収集に係る分別の 区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶	住民による集団回 収及び区による定 期回収	区（運営は委託 業者）
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル		区（運営は委託 業者）
	その他のプラスチック製 容器包装	食品用トレイ		
			プラスチック製容器 包装	区による定期回収
	プラスチック資源循環法に 基づく製品プラスチック	製品プラスチック		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装対象品目のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装（食品用トレイ）については、平成28年10月開設のあらかわリサイクルセンターにて、選別・圧縮等の中間処理を行う。

なお、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装（プラスチック製容器包装）及び製品プラスチックについては、民間施設で選別・圧縮等の中間処理を行う。

分別収集する容器 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理 （選別・圧縮・保管等）
スチール製容器	缶	プラスチック コンテナ	パッカー車及び 平ボディ車	区施設（運営 は委託業者）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん			
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	紐で縛る		民間施設
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	ネット		区施設（運営 は委託業者）
その他のプラスチック製 容器包装	食品用トレイ			
	プラスチック製 容器包装	袋等		民間施設
プラスチック資源循環法に 基づく製品プラスチック	製品プラスチック			

12 その他容器包装廃棄物及び製品プラスチックの分別収集の実施に関し重要な事項

- ① 容器包装廃棄物が本計画における分別の区分に従い適正に排出されるよう、区報・区ホームページ・パンフレット等の様々な媒体を活用する。
また、地域住民や児童等を対象とした環境教育・環境学習等により啓発の促進を図る。
- ② その他のプラスチック製容器包装（プラスチック製容器包装）及び製品プラスチックの分別収集については、令和7年10月から区内全域で実施予定であり、啓発を推進していくことで回収率の増加を図る。
- ③ 令和4年度に策定をした「荒川区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、更なる容器包装廃棄物の分別収集の実施を推進していく。